資料１－２

国民健康保険条例の一部改正について
（結核医療付加金の廃止）

１　結核医療付加金

結核患者が、結核指定医療機関で外来診療を受けたとき負担する一部負担金（５％）を現物給付しています。

国保負担	公費負担	患者
７０％	２５％	５％

↳国保負担

２　支給実績

	支給人数	支給額	１人当たり支給額
令和５年度	10人	19,789円	1,980円
令和６年度	10人	22,252円	2,252円
令和７年度	14人	33,613円	2,401円

３　廃止理由

現在、県内では35市町が結核医療付加金を実施していますが、令和９年度の標準保険料率の統一に向けて、各市町で給付に濃淡があると、市町間で公平性が保たれなくなるため、給付の統一について県と市町で検討を進めてきました。

検討の結果、各市町の結核医療付加金は以下の理由により、令和８年度末までに廃止することとなったことから、本市においても令和８年度末をもって廃止することとします。

・結核の罹患率、死亡率、死因順位は、全国的に低下している。
　（日本の人口10万人当たり罹患率　1995年:34.3% → 2024年:8.1%）
・結核患者の罹患状況については、後期高齢者の比率が高くなっているが、兵庫県後期高齢者医療制度においては、制度創設当初から結核医療付加金制度を実施していないなど、制度間の衡平性を欠いている。
・全国レベルでも実施団体は少数である。(204市町村／1,718市町村（2022年))

４　廃止時期

令和９年４月１日（令和９年３月診療分まで）